

令和2年(ワ)第29号 損害賠償請求事件
 令和2年(ワ)第172号 損害賠償請求事件
 令和2年(ワ)第197号 損害賠償請求事件
 令和2年(ワ)第348号 損害賠償請求事件
 令和2年(ワ)第509号 損害賠償請求事件
 令和3年(ワ)第254号 損害賠償請求事件
 令和3年(ワ)第263号 損害賠償請求事件

原告 入江須美 外31名

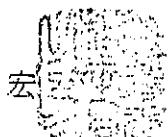
被告 西予市外2名

準備書面(10)

令和5年5月15日

松山地方裁判所民事第1部合議 係 御中

被告西予市代理人弁護士 松木



西予市の責任について。

1、対策基本法56条

市長は、予報、警報を住民に正確に伝達しなければならない。と原告はいう。
 これは行っている。

又、原告らは、西予市長は、河川法48条に基づく野村ダムからの放流情報を住民に伝達しなかった。という。

これを否認する。

但し、 $1750 \text{ m}^3/\text{s}$ の情報を伝えていないことは認める。

2、(1)、7月7日午前5時10分までの野村ダム事務所からの通知 ダム事務所は、午前5時10分迄に、

- ①、異常洪水時防災操作が開始されることにより
- ②、放流量が急激に増えて

(3)、避難の必要がある程度に浸水被害を受ける可能性があることを伝えていた

(甲A11、甲B19)のに、

西予市は、避難指示を出しただけで、上記(1)、(2)、(3)を伝えていなかった。

というが、これを否認する。

(2)、西予市は、消防団員に戸別訪問を指示した折、「これまでに経験したことがない大量のダムからの放流により大水が流れてくる。家にいては危険だから直ちに避難するよう伝達せよ」と指示していて、(1)、(2)、(3)を住民に伝えている。又、緊急無線放送でも「水位が氾濫する恐れがあるまでに達した」と放送し、放流量が急激に増えて避難の必要がある旨を放送していた。

(3)、原告らは、無線放送は、放送時には、まだ危険な水位に達していないのに、氾濫の恐れがある水位に達したと、「大げさだ」「たいしたことにならない」「こんなんで逃げたら笑われるぞ」とか言われるように放送した。従って、2軒に1軒は避難しなかったという。(甲B36)。

しかし、住民の多くは、その時点では正常性バイアスに捉われていて、まさか氾濫しないだろうとか、家の天井まで浸水することはないだろうと勝手に思ったにすぎないと考えられる。市が「大量に放流されるから危険なので直ちに避難せよ」と伝達しているのであるから、それを信用することが大切であったのである。だが、そのような正常性バイアスに捉われていて直ちに避難しなかった住民の多くがその後直ぐに、色々な安全な場所に遅れることなく避難していたのであった。

消防団員の記録では、町内の道路が冠水しはじめたのが午前6時40分頃であり、冠水すると歩行が困難となり避難行動がとれなくなるので、それより前に早目に避難していたのである。かかる行為をとったからといって、西予市の住民に対する放流情報の伝達と避難指示の措置が間違っていたという結果は生じていない。そこに過失がなかったことを物語るものである。

3、平成30年7月7日午前6時08分の野村ダム事務所からの通知について

(1)、原告らは、放流量が毎秒1750トンに増えるという通知は、家屋の2階の天井まで浸水する水量であることを知らせるものであった。という。

(2)、その点について、西予市は大変になるとは聞いていたが、家の2階まで浸水するとは聞いておらず知らなかった。

ダム放流が毎秒500トン時とか毎秒700トン時となっていたことがあり、その時の乙亥会館前及び野村自動車付近の水位は、過去の事例により予測可能であったが、それはあくまでも河川の流下能力の範囲内のことと、水位が堤防を超えたときにはどのように広がるのか、また、どの地区的建物がどの程度の浸水被害を受けるのかなどの予測はできていなかった。また、ダムからのホットラインによってもどこまで水位が上がるかなどの情報は伝えられていないことから、「正確には理解出来なかつた。」

原告らは、野村町の市街地あたりの肱川の堤防は、毎秒1200トンの放流量まで耐えられるよう整備されていたのであり、毎秒1750トン放流されるということは住居の2階天井まで浸水する程度の放流量になるということを意味し、野村ダム管理所からの通知はその意味であったというが、そこまでは分からなかつた。

ダムの放流量と河川の水位の関係は当時明確にされていなかった。したがつて、ダム放流量毎秒1750トンが河川氾濫を意味するものであつても「2階の天井まで浸水する」ことを伝えたものではない。ダム管理所長がダムの放流量と浸水程度の関係を把握できていたのならば、ホットラインで浸水範囲やその程度が伝えられるはずであるが、「大変なことになる」としか伝えられていない。したがつて、災害対策本部では、1750トンの意味は床上浸水する建物が広範囲にわたって発生するというような漠然とした氾濫被害しか予測することができなかつた。

市の対策本部では、堤防が毎秒1200トンまで流されることを前提として整備されていたことは知らなかつた。

野村ダムの目的や役割などの概要が書かれた野村ダム管理所が発行する「野村ダム」という小冊子が、毎年開催されるダム放流周知会に資料として添付されている。その中に「ダム地点計画高水流量：1300m³/S、ダム計画最大放流量：1000m³/S」との表記があることから、ダム直下の肱川の計画水流量が1300m³/Sであるとの理解があつたが、河川整備計画やその進捗状況、土砂堆積状況など詳しい情報は公開されていなかったため、氾濫した箇所の河道の流下能力がどの程度かも知らなかつた。

市は、6時03分より前に得ていた野村ダム事務所からの情報では、毎秒9

85トンの放流と聞いていた。3時11分にダム管理所からメールで送付されたハイドログラフ（2時までの流域雨量、ダム流入量、ダム放流量の実績、及び2時以降の雨量予測に基づいたダム流入量予測と放流量予測のグラフ）から、ただし書き操作があった場合の最大放流量が7時40分頃に985m³/Sになると読み取れた。その後、3時37分頃にホットラインで1061m³/Sになるとの予測を聞いている。

原告らは、最大放流量の予測が毎秒1000トン前後と理解し、家屋の床上浸水が予想出来る内容でもなかった。だから避難指示も切迫性がなかったと主張している。しかし、この切迫性がなかったという主張は否認する。

対策本部において、避難指示発令を決めたときには放流量予測が毎秒985トンであったが、その後3時37分にホットラインにて放流量予測が毎秒1061トンに変更されたと伝えられ、雨がもっと強くなる恐れがあると感じた西川市長や野村支所長らは、市民を一人残らず避難させるために消防団員の個別訪問をさせて避難を促すことを決めた。

消防団員に対する避難指示内容として、氾濫のおそれがあること、今迄にない大水が流されること、危険だから直ちに避難すること、避難出来ない者は団員が連れて行く事を伝言させており、団員にも救命胴衣を着させて緊急性、切迫性が分かるように個別訪問させたのであった。

(3) 午前6時08分の時点での流域住民の避難状況

その時刻には、多くの住民が避難所に避難していなかったとの主張は認める。しかし、避難所に避難していないなくとも、住民は、高い所にある友人、知人、親類等の居宅に避難していた人達が相当数いたのである。

午前6時過ぎに池田元町長が避難所に避難していたのは、自分以外に1人であったと言っているのなら、それは認める。消防団員の井関啓介氏が避難指示に戸別訪問した時、「とりあえず逃げてくれ」と求めて、避難してくれるのは2軒のうち1軒位だったと述べていることについては不知。又、事実として2軒に1軒しか現実に逃げていないという意味なら否認する。事実は98%以上の人人が避難していたのである。

愛媛大学の「住民の避難行動と避難の意思決定」という論文でも、戸別訪問後も近所の人達が逃げていれば逃げるという傾向があること等、直ぐ逃げた

人ばかりでなかったことを明らかにしており、その意味で、あとから逃げた人もいたというなら、認める。

6時過ぎた時点で、避難所に避難する人が少なかったことは認める。何時頃になって住民が避難したかはよく分からない。避難指示を伝達された人達の中にも、正常性バイアスに支配され、まさか家屋が水没するなど考えられないと当初考えた人達も多かったと思われるからである。ただ、事後調査の結果、98%以上の人達が何らかの方法により避難をしていったことが分かった。そして避難行動は、水が道路に溢水してからでは歩きにくくなるから、避難していた人は、それより前の時刻に避難していたことが分かる。そして避難完了時刻は6時10分より前であったと推認出来る。

(4)、西予市の認識と伝達義務について

原告らは、西予市は、午前6時過ぎの段階で、避難所に避難している住民が少なく、自宅に留まっている住民が多いという状況から、住民が危険性を把握出来ていないと認識していたという。しかし、この主張は争う。その頃、自宅に留まっていた人が多いというのは根拠がない言い分である。その頃、住民が避難所に到達していないくとも、消防団員が個別訪問してきていた段階であり、危険性は認識していた者が多かったと推認出来る。ただ、自宅が水没してしまうとまでは思っていない人が多かったかもしれない。避難所にまで来ていなくても避難していた者は相当数いたであろう。

(5)、平成30年7月7日前6時08分のダム放流量予定1750m³/Sの住民への伝達の効用について。

①、原告らの主張

原告らは、西予市が上記放流情報を野村ダム管理所から、午前6時08分に野村支所長になされたのであるから、この旨、直ちに肱川流域住民に伝えていれば、住民はのんびりしていては危険だと理解し、直ちに安全なところに避難行動をとったであろう。そうすれば、安全に避難行動がとれて住民は死ななくてもすんだ。それを西予市が行わなかつたから、直ちに逃げることが出来ず死亡したとして、西予市に過失があつたという。

②、そして、1750m³/Sの緊急放流の伝達方法は、防災行政無線放送、消防車の拡声機での放送、消防団員による個別訪問、消防団員にはSNSでの連

絡をすれば良かったが、それも行っていないと非難している。

③、被告西予市の言い分

1750m³/Sの放流の伝達を住民に行ったとしても、必ずしも住民がその意味を理解して、慌てて避難行動にうつるかどうかは明確ではない。なぜなら、住民は1750m³/Sという数字の意味を理解出来るかどうか分からぬ。市の職員ですらよく分かっていない。住民に対する数字による危険性の教育をしていないからである。これは大変な事になるという意味だと説明を加えても、住民にはまさか家が浸水するなどという事態にはならないであろうという自分流の思い込みがあるし、近所の人達が避難していたら自分もするが、そうでないのならしないという行動傾向があるということから、直ちに慌てて避難するとは断定出来ないからである。

④、避難行動について。

ア、6時08分に、直ぐ伝達方法はとれない。何分か後になり伝達されるとして、住民は避難にあたり重要な品物を持ち出そうとするし、そのために避難準備を要し、その後、避難行動に着手する。

原告らは、午前6時20分過ぎには流域住民らに伝える事ができ、住民は今迄とは異なり、大量の放流がされることを知って、慌てて避難した筈である。5分もあれば浸水被害を受けない場所に避難することが出来た。そうすれば命を奪われることはなかった。浸水がはじまったのは午前6時40分位からであるという。

イ、これに対し被告西予市は、5時10分、5時35分、6時01分の防災行政無線放送や消防車、消防団員らの個別訪問を介して、今迄にない大量の放流がされ危険であり、直ぐ避難して下さい。避難先は小学校（等）であること、避難出来ない休調なら連れていってあげます。といって避難誘導に赴き、避難するという返事があつたのち、次の家に廻っている。消防団員はライフジャケットを身につけ、避難指示をしてまわった。これにより、大変な事になりそうだという危険性と切迫している状態は感得された。それでも直ぐ避難した人達ばかりではなかつた。最後に訪問した時刻は6時34分頃であった。そこは肱川から遠い流域に住宅があるところであった。（訪問団員は、肱川に近い家順に個別訪問していたから）そして、住民の避難完